

岐阜県 教職教養実施問題速報 (2024年6月15日実施)

[出題傾向]

昨年度同様、問題数 10 問、五肢択一形式の出題であった。問題数は少ないが幅広い範囲から出題されており、中でも教育法規は重視されていて、今年度は 5 問出題された。次に、生徒指導が学校安全やいじめといった内容で 3 問出題された。その他、教育時事関連問題も例年通り出題されている。一方、岐阜県の「ご当地問題」は昨年度同様に不出題された。一方、昨年度は出題がなかった学習指導要領関係は、「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会)が本年度は出題されている。

[出題例]

【1】 次の文章は、「生徒指導提要(令和4年12月 文部科学省)」の一部である。[A] ~ [C] に当てはまる語句の組合せとして正しいものを、次の①~⑤の中から一つ選べ。

いじめを防ぐには、「[A]」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「[B]」が現れるかどうかポイントになります。

日本のいじめの多くが同じ学級・ホームルームの児童生徒の間で発生することを学級・ホームルームへの [C] 考えると、学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感とを育み、学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要です。

- | | | | |
|---|-------|---------|--------|
| ① | A 観衆 | B 相談者 | C 帰属意識 |
| ② | A 傍観者 | B 相談者 | C 安心感 |
| ③ | A 傍観者 | B 情報提供者 | C 帰属意識 |
| ④ | A 傍観者 | B 相談者 | C 帰属意識 |
| ⑤ | A 観衆 | B 情報提供者 | C 安心感 |

【2】 次の A ~ D の文章は、学校教育にかかわる法令の条文の一部である。A ~ D の法令名の組合せとして正しいものを、次の①~⑤の中から一つ選べ。

A 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う

対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

B 教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。)には、その者の給料月額の百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

C 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

D 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

- ① A いじめ防止対策推進法
B 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
C 学校教育法 D 社会教育法
- ② A いじめ防止対策推進法
B 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
C 児童福祉法 D 社会教育法
- ③ A いじめ防止対策推進法 B 教育公務員特例法 C 児童福祉法
D 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ④ A 学校保健安全法
B 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
C 学校教育法 D 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ⑤ A 学校保健安全法 B 教育公務員特例法 C 児童福祉法
D 社会教育法

【3】 次の文章は、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」について説明したものである。その説明として誤っているものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。

- ① 個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。
- ② 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障害のある児童生徒などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要である。
- ③ 小・中学校の特別支援学級の児童生徒については、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成することとしているが、小・中学校及び高等学校において通級によ

る指導が行われている児童生徒については、任意としている。

④ 平成 15 年度から実施された障害者基本計画において、個別の支援計画を作成することが示された。

⑤ 個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標・指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

[解答解説]

【1】②

〈解説〉「生徒指導提要」(2022 年改訂)「第 4 章 いじめ」 「4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」 「4.3.2 いじめの未然防止教育」からの引用出題。この部分ではさらに続けて「学級・ホームルーム担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて児童生徒の間から『相談者』や『仲裁者』の出現が可能になります」としている。なお「生徒指導提要」は小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について時代や社会の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう作成された生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である。

【2】①

〈解説〉A は学校におけるいじめの防止を定めたいじめ防止対策推進法第 15 条第 1 項、B は教育職員に原則的に時間外勤務手当や休日勤務を支給しない代わりに、給料の月額額の 4% に相当する額を教職調整額として支給することを定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 3 条第 1 項、C は市町村に就学困難者に対する支援を義務づけた学校教育法第 19 条、D は学校施設の利用について定めた社会教育法第 44 条第 1 項である。なお 2024 年 4 月に中央教育審議会の特別部会は、教員の残業代の代わりに基本給の 4% を上乗せする「教職調整額」を 10% 以上にすることなどを盛り込んだ教員確保に向けた総合的な対策案を示している。

【3】③

〈解説〉学校教育法施行規則第 134 条の 2 は「校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画を作成しなければならない」と定めている。またこの規定は同規則第 141 条の 2 で「第 134 条の 2 の規定は、第 140 条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する」とされ、通級により指導されている児童生徒にも適用される。なお 2018 年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」により小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている、いわ

ゆる「通級による指導」を、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようになった。